

「四日市市感染症予防計画（素案）」についてのパブリックコメント結果について（報告）

1. 実施期間 令和5年12月25日（月）～ 令和6年1月24日（水）

2. 意見提出数 提出人数 1人
提出意見数 1件

3. 意見の内容と本市の考え方（ご意見は原文のまま掲載しております。）

No.	該当箇所	関連頁	意見の内容	本市の考え方
1	第10 2	27	<p>市内で、訪問看護師をしています。コロナ禍の時、訪問介護サービスを利用している高齢者やコロナで自宅療養になった際に、おむつ替えや食事介助など、訪問看護師が普段しない生活援助をして欲しいと頼まれていました。</p> <p>看護師は、医師から指示を受け、点滴などの医療行為をしています。今後、感染症が流行した際に、生活支援で追われて、医療行為に支障が出るのが無いように、介護職員に適切に感染症の研修などを行ってもらい、介護職員が安全に自宅で感染症の人にも援助ができるような知識と技術が得られるようにしないと、医療人材がひっ迫すると思われまます。</p> <p>介護職が感染症の利用者に対応できるようになるために、しっかりした研修の実施と、感染症対応が可能な事業所を登録制にするなどし、介護報酬等で適切に評価する仕組みや（事業所にとって利益にならなければ参加しないと思うので…）、防護服や手袋、フェイスシールドなどの物資の支援などが必要だと思ひます。</p>	<p>コロナ禍における在宅医療・介護の状況をお知らせいただきありがとうございます。ご意見を踏まえ、本市では、新興感染症の発生及びまん延時において在宅医療へのひっ迫が生じないよう、介護サービス管理者及び職員を対象に、介護現場に必要な感染症の知識や個人防護具の着脱等の研修を実施し、引き続き感染症対応力の向上を図っていきます。</p> <p>こうした趣旨を明確に表現するため、次のように素案に追記いたします。</p> <p>※P27 2. 自宅療養者等の療養環境の整備 （2）自宅療養者等に対する生活支援 ～（略）</p> <p>「また、福祉ニーズのある自宅療養者等が適切にサービスを受けられるよう、県や関係機関等と連携し、介護保険の居宅サービスの事業所等及び障害福祉サービス事業所等に対して、平時から従事者に向けた感染症の予防及びまん延の防止のための研修等を行います。」</p> <p>また、新たな感染症の発生時に高齢者施設等において、物資の不足により対応が困難となる場合には、個別相談に応じるほか、必要に応じて支援を検討していきます。</p>